

○東京藝術大学芸術創造機構助成金に関する要項

〔 令和 5 年 3 月 23 日  
制 定 〕

改正 令和 7 年 2 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 本学における寄附金において、一般社団法人東京藝術大学芸術創造機構(以下「社団」という。)から本学の財務基盤の強化を目的として受け入れた東京藝術大学芸術創造機構助成金(以下「助成金」という。)の取扱いに関しては、東京藝術大学寄附金取扱規則(以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において「部局等」とは、規則第 2 条に定める部局をいう。

(助成金の使途)

第 3 条 助成金は、一般管理経費及び教育研究活動の活性化に資するための経費に充てるものとする。

(助成金の配分)

第 4 条 助成金は、全学的観点から学長裁量と、社団における産学官連携事業(以下「事業」という。)の受入部局の部局長裁量により執行するものとし、その比率は 60%と 40%とする。

2 受入部局への配分は、社団における事業の収支の合計のうち、当該受入部局の各事業の収支の合計が占める割合に応じて行う。

(経理)

第 5 条 この助成金の経理方法は、規則によるものとする。

(雑則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、助成金の取扱い等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 2 月 25 日から施行する。